第202300334651号 第202300336275号 第202300336597号 令和6年3月26日

県内高齢者施設、障がい児者施設等を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長 (公 印 省 略) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長 (公 印 省 略) 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るクラスター対策について (通知)

本県の高齢者福祉行政及び障がい児者福祉行政については、日頃多大なる御理解、御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

高齢者施設、障がい児者施設等における新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)のクラスター対策については、令和4年9月2日に本県本庁内に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、施設内感染対策の支援等を行ってきたところですが、令和6年4月1日以降は通常の医療提供体制とする旨、国の方針が示されたこと等を踏まえ、「福祉・医療施設感染対策センター」の運営は、令和6年3月末をもって終了します。

ついては、今後はインフルエンザ等における施設内感染発生時と同様に、下記のとおり管轄保健所、県又は市町村の施設所管課への報告をお願いします。

記

1 報告基準

次に該当する場合は管轄する保健所、及び県又は市町村の施設所管課に報告をお願いします。

- (1) 新型コロナによる又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 新型コロナの患者又はそれと疑われる者が1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合(ただし、一連の感染連鎖が継続していると考えられる場合は、1週間以内の期間に限りません。)
- (3)(1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

2 報告方法

管轄の保健所に電話で一報を入れるとともに、詳細をファクシミリ等で報告してください。 また、保健所に報告した同内容を、県又は市町村の施設所管課に報告してください。 ※報告様式は保健所毎に異なります。詳しくは各保健所のホームページを御参照ください。

圏域	報告先
東部	鳥取市保健所 保健医療課 感染症・疾病対策係
	電 話:0857-30-8533(土日祝、夜間 0857-22-8111)
	ファクシミリ:0857-20-3962
	メールアドレス: <u>iryohoken@city.tottori.lg.jp</u>
	【ホームページ】https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1521020886081/index.html

3 令和6年4月以降の高齢者・障がい児者施設等内の感染対策

施設等の運営基準において協力医療機関との連携強化、対応状況の届け出、対応に対する加算評価等の感染対策が整備されることを踏まえ、適切な対応をお願いします。※参考資料添付

4 その他

「社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金の終了に伴う対応について(依頼)」(令和6年2月15日付第202300283662号鳥取県福祉保健部長通知)により、対応依頼させていただいたところですが、新型コロナについては、既に感染症法上の5類感染症であり、新型コロナ入院患者の回復後の高齢者施設等での受入れに際しては、退院前のPCR検査の実施を受入れの条件としない等、必要以上の検査負担が生じないよう配慮いただくことを改めてよろしくお願いします。

(担当)

ささえあい福祉局長寿社会課 田渕 電 話:0857-26-7174 ささえあい福祉局障がい福祉課 福田 電 話:0857-26-7193 子ども家庭部子ども発達支援課 山村 電 話:0857-26-7151